

穴水町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱

穴水町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱（平成27年穴水町告示第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や、空き家にある家財道具等の処分に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、穴水町補助金等交付規則（平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、空き家とは、穴水町空き家バンク情報整備事業実施要綱（平成27年穴水町告示第13号）第4条第2項に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された住宅をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の第1号及び第2号に該当する者（以下「空き家を購入又は賃借する者」という。）又は第3号に該当する者（以下「空き家所有者」という。）とする。

- (1) 穴水町空き家バンク情報整備事業実施要綱第7条に規定する利用の申込みを行い、空き家の売買又は賃貸借（3親等以内の親族からの購入又は賃借を除く。）の契約を締結した者で、申請時において町税等を滞納していない者
- (2) 購入又は賃借した空き家に住所を異動し、5年を超えて居住しようとする者
- (3) 穴水町空き家バンク情報整備事業実施要綱第7条に規定する利用の申込みを行った者と売買又は賃貸借の契約を締結した空き家を所有又は管理している者で、申請時において町税等を滞納していない者

（補助対象経費、補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とし、補助金の額（以下「補助額」という。）は、当該各号に定める額とする。

- (1) 空き家の改修経費 空き家の改修を行うときは、売買契約日又は賃貸借契約日から1年以内に実施する改修に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額で100万円を限度とする。
 - (2) 空き家の家財道具等の処分経費 空き家の家財道具等の処分を行うときは、売買契約日又は賃貸借契約日から1年以内に実施する当該処分に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は補助対象経費の実費負担相当分とし15万円を限度とする。
- 2 補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。
- (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
 - (2) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

4 補助金は、同一の空き家に対して、改修に係るもの及び処分に係るもの、それぞれ1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項第1号に規定する空き家の改修経費に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、穴水町定住促進空き家改修費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第3号)(空き家を購入又は賃借する者が署名捺印する)
- (2) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (3) 空き家の位置図及び改修予定箇所を示した図面
- (4) 空き家改修工事費用の見積書の写し
- (5) 空き家改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (6) 納税証明書
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの

2 前条第1項第2号に規定する空き家家財道具等の処分経費に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、穴水町定住促進空き家家財道具等処分費補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第3号)(空き家を購入又は賃借する者が署名捺印する)
- (2) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (3) 空き家の家財道具等処分費用の見積書の写し
- (4) 処分をする家財道具等の配置を示した空き家の平面図
- (5) 空き家の家財道具等の処分に着手する前の当該家財道具等の写真
- (6) 納税証明書
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 町長は前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査等により、適正と認めるときは、交付を決定し、穴水町定住促進空き家改修費補助金交付決定通知書(様式第4号)又は穴水町定住促進空き家家財道具等処分費補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更又は中止等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、穴水町定住促進空き家改修費等補助事業変更・中止承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、第4条第1項第1号に規定する補助事業が完了したときは、穴水町定住促進空き家改修費補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合に限る。)
- (2) 空き家改修工事費用の領収書の写し
- (3) 空き家改修工事完了後の当該工事箇所の写真(着手前の写真と同じ箇所を撮影したもの)

- (4) その他町長が特に必要と認めるもの
- 2 補助事業者は、第4条第1項第2号に規定する補助事業が完了したときは、穴水町定住促進空き家家財道具等処分費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 空き家の家財道具等処分費用の領収書の写し
- (2) 空き家の家財道具等処分後の写真（着手前の写真と同じ箇所を撮影したもの）
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの
- 3 第1項及び第2項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、穴水町定住促進空き家改修費補助金確定通知書（様式第9号）又は穴水町定住促進空き家家財道具等処分費補助金確定通知書（様式第10号）によりその額を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受け、補助金の交付を請求するときは、穴水町定住促進空き家改修費等補助金請求書（様式第11号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助事業の対象となった空き家から、世帯員全員が、補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の穴水町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助対象者となった者が行う行為について適用し、同日前に補助対象者となった者が行う行為に対する取扱いについては、なお従前の例による。